

留寿都村立留寿都中学校

いじめ防止基本方針

1 はじめに

全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級・どの生徒にも起こりうる」、「いじめは、人権侵害である」という基本認識に立ち、本校の生徒が「いじめのない楽しく豊かな学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ防止のための基本姿勢」

- (1) 学校内外でいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 生徒・教職員の人権感覚を高め、校内外における好ましい人間関係を築く。
- (4) 日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。
- (5) いじめ問題の早期解決に向けて、保護者・地域・関係機関等と連携を深める。

2 いじめの定義

【いじめの定義】（平成25年6月21日 「いじめ防止対策推進法 第1章第2条」より）

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守る立場で事実関係を確かめ、速やかに対応する。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち早期解決に努める。

3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学校として
 - 「言語活動の充実」と「学び合い」を中心とした授業の創造
 - 縦割り班等の異学年交流を通して所属感・達成感を味わう生徒会活動の推進
 - 「豊かな心を育てる教育活動の充実」を目指した道徳指導の推進
 - 定期的な生徒アンケート等による実態把握と共感的な教育相談体制の充実
- (2) 学級指導・教科指導として
 - 経営の重点として「いじめは許さない」という気風づくりを大切にした指導
 - 集団生活のルールを守る規範意識の醸成
 - 一人ひとりの出番と役割を大切に自尊感情を育む学習活動の推進
 - 人とつながる喜びを味わう体験活動の工夫
- (3) 教師に対して
 - 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を生徒に示す
 - 問題を共有のため、速やかに生徒指導部への報告、教師間連携・協力の意識を高める。
- (4) 保護者・地域に対して
 - 生徒が発する変化のサインや気づきを積極的に情報共有できる関係を築く。
 - 生徒の「いじめの状況」についての情報提供を行い、理解と協力を求める。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段。

- 全て職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を通して生徒の小さな変化に気づく。
- 変化やサインの気づきは、学年間、教科担任、部活動担当者等と情報を共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる生徒には、教師が積極的に声かけを行い、安心できる環境を作る。
- 共有した変化の状況は、速やかに生徒指導委員会等において問題の情報収集・分析を行いいじめ問題の把握に努める。
- 「生活に関するアンケートと定期教育相談を5月・10月に実施。
- いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できる環境や相談しやすい雰囲気を作る。

(2) いじめの早期解決のための対応。

- いじめ問題を認識、訴えを確認したときには、いじめ防止対策委員会を中心に全職員が状況を把握し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合い早期解決に努める。
- 傍観者の立場にいる生徒に対する「いじめ意識」の指導を行い、学校全体としての問題として生徒、保護者への説明責任を果たし、再発防止に努める。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織とその役割

(1) 学校内組織の構成

- 「生徒指導委員会」
 - ・ 月1回生徒指導委員会において問題傾向の把握と対応策を協議する。
 - ・ 生徒指導上の問題発生時に臨時の生徒指導委員会を招集し状況把握と対応策を協議する。
 - ・ 職員会議で生徒指導交流を行い、現状の課題や指導についての情報の交換を通して共通した指導が行えるよう確認する。
 - 「いじめ防止対策委員会」
 - ・ 構成は、学校長・教頭、生徒指導主任、各学年担当、その他、学校長が必要と判断する人員を召集する。
 - ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、状況把握・状況分析・対応策を協議する。
- ※日常のいじめの未然防止に対する取り組みについては、生徒指導委員会が役割を兼ねる。

(2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

- ・ いじめの事実を確認した場合の留寿都村教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。

6 「重大事態の判断」及び「重大事態発生時の調査」

(1) 重大事態の判断

- いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
 - いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - いじめの早期解決に向けて、当該生徒及び保護者の理解・協力が得られないとき。
- ※学校が重大事態かどうか判断に迷う場合は、速やかに教育委員会等と連携して判断する。

(2) 重大事態への対処

- いじめ防止対策委員会を中心に適切な人員と方法により当該の重大事態に関する事実関係を明確にするための調査を行う。
- いじめを受けた生徒とその保護者に、調査に関する事態の事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ防止対策の年間計画

期	月	「いじめ対策委員会」の取組	その他全職員での取組
前 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会時） ・生徒生活状況アンケート ・教育相談後の情報交換 ・いじめアンケート ・中間期学校評価 （生徒、保護者アンケート、授業評価） ・夏休み中の生徒の様子についての情報交換
	5月		
	6月		
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討 	
	8月		
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・中間期の取組の反省と今後の取組の検討 	
後 期	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒生活状況アンケート
	11月		<ul style="list-style-type: none"> ・定期相談
	12月		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談後の情報交換
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末の取組の反省と次年度の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期学校評価 （生徒、保護者アンケート、授業評価）
	2月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート
定 期 的 取 組		<ul style="list-style-type: none"> ・定例生徒指導委員会での実態把握 ・職員会議で生徒についての情報交換 ・朝の学年打合せ ・PTA役員会、参観日での情報発信 ・学校評議員会及び学校関係者評価委員会での情報発信・交換 	